

静岡県がんセンター局告示第7号

静岡県立静岡がんセンター事業の設置等に関する条例による使用料及び手数料の額（平成14年静岡県がんセンター局告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月2日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

静岡県がんセンター局長 小 櫻 充 久

4の表中

「

種別	単位	金額	備考
(1) 文書料			
(略)			
(2) 調査料			
(略)			
(3) インプラント義歯手術料			
(略)			
(4) 欠損部補綴治療料			
(略)			
(5) 医療用入墨による乳輪乳頭形成術	(略)		
(6) 先進医療料			
(略)			
(7) 健康診断料			
(略)			
(8) がんドック料			
(略)			
(9) 個室使用料			
(略)			
(10) 特別メニュー(食事療養料)	(略)		
(11) 死体処置料	(略)		
(12) 剖検室使用料	(略)		
(13) 駐車場使用料			
(略)			
(14) 特別初診料・再診料	(略)		
(15) 認定看護師教育課程			
(略)			
(16) (1)から(15)までに掲げる以外のもの			

」を

「

種別	単位	金額	備考
(1) 文書料			
ア 証明書			
(7) 入院、通院証明書等簡易なもの	1通につき	1,650	

(イ) 療養費支払証明書で明細書のないもの等簡易なもの	1通につき	1,100	
(ウ) 療養費支払証明書で明細書のないもので複雑なもの	1通につき	2,200	
(エ) 療養費支払証明書で明細書のあるもの等複雑なもの	1通につき	3,300	
イ 診断書			
(ア) 死亡診断書(除籍のために使用する死亡診断書を含む。)で簡易なもの	1通につき	2,200	
(イ) 死亡診断書で特定の用紙を使用し病状経過を詳細に記入したもの等複雑なもの	1通につき	5,500	
(ウ) 健康診断書で入学就職等に使用する簡易なもの	1通につき	2,200	
(エ) 健康診断書で特定の用紙を使用し身体状況を詳細に記入したもの等複雑なもの	1通につき	3,300	
(オ) 休業診断書	1通につき	2,200	
(カ) 身体検査書	1通につき	2,200	
(キ) 生命保険に係る診断書	1通につき	5,500	
(ク) 恩給、国民年金、自動車賠償責任保険に係る診断書等複雑なもの	1通につき	5,500	
(ケ) 身体障害者に係る診断書	1通につき	2,200	
ウ 意見書	1通につき	5,500	
エ 死体検案書	1通につき	5,500	
(2) 面談料			
ア 生命保険会社等調査面談料	1回につき	5,500	30分以内とし、30分を超える場合は時間30分までごとに5,500円を加算する
イ 緩和ケア病棟転院相談料	1回につき	5,500	
(3) 調査料			
ア 生命保険等死因調査料	1件につき	5,500	
イ 死体検案料	1体につき	5,500	
(4) インプラント義歯手術料			
ア 基本料	1回につき	111,050	特殊なものは実費を加算する。
イ 支持連結装置	1組につき	95,330	
ウ 義歯	1本につき	82,760	
(5) 欠損部補綴治療料			
ア エピテーゼ基本技術料			1 保険診療の範囲内の行為を伴う場合は、保険点数を自己負担10割として算定した額に110/100を乗じた額を加算する。ただし、10円未
(ア) 眼窩エピテーゼ2セット	1件につき	639,100	
(イ) 眼窩エピテーゼ1セット	1件につき	529,100	
(ウ) 耳介エピテーゼ2セット	1件につき	474,100	
(エ) 耳介エピテーゼ1セット	1件につき	405,360	
(オ) 鼻腔エピテーゼ2セット	1件につき	529,100	
(カ) 鼻腔エピテーゼ1セット	1件につき	446,600	

(キ) 義指エピテーゼ2セット	1件につき	419,100	満の端数は切り捨てる。 2 特殊なものは実費を加算する。
(ク) 義指エピテーゼ1セット	1件につき	364,100	
イ 部位追加技術料			一部位毎にエピテーゼ基本技術料に加算する。
(ア) 頬部を含む場合2セット	1件につき	55,000	ア エピテーゼ基本技術料の(ア)、(ウ)に限る。
(イ) 頬部を含む場合1セット	1件につき	41,250	ア エピテーゼ基本技術料の(イ)、(エ)に限る。
(ウ) 鼻部を含む場合2セット	1件につき	55,000	ア エピテーゼ基本技術料の(ウ)に限る。
(エ) 鼻部を含む場合1セット	1件につき	41,250	ア エピテーゼ基本技術料の(イ)に限る。
(オ) 側頭部を含む場合2セット	1件につき	55,000	ア エピテーゼ基本技術料の(ア)に限る。
(カ) 側頭部を含む場合1セット	1件につき	41,250	ア エピテーゼ基本技術料の(イ)に限る。
(キ) 頬部及び上唇部を含む場合2セット	1件につき	55,000	ア エピテーゼ基本技術料の(オ)に限る。
(ク) 頬部及び上唇部を含む場合1セット	1件につき	41,250	ア エピテーゼ基本技術料の(カ)に限る。
(ケ) 義眼球	1件につき	41,800	ア エピテーゼ基本技術料の(ア)に限る。
(6) 医療用入墨による乳輪乳頭形成術	1回につき	22,000	
(7) 先進医療料 (略)			
(8) 健康診断料			
ア 一般健康診断料	1人につき	3,000	1 受診科が2科以上になる場合は、1科を増すごとに1,500円を加算する。 2 一般健康診断に伴う検査は、保険点数により算定する。
(9) がんどック料			
ア がんどック			1 大腸内視鏡を希望しない場合は、18,790円を減額する。
(ア) 喀痰細胞診を実施しない場合	1回につき	男性 93,340 女性 108,260	2 眼科検査を実施しない場合は、2,190円を減額する。 3 宿泊での受診を希望する場合は、1泊に
(イ) 喀痰細胞診を実施する場合	1回につき	男性 95,430 女性 110,350	

			つき、別途17,580円を徴収する。
イ 追加検査			
(ア) 脳MRI検査	1回につき	15,950	
(イ) PET—CT検査	1回につき	103,120	
(ウ) HPV—DNAハイリスク検査	1回につき	3,960	
(10) 個室使用料			1 入室の日及び退室の日は、それぞれ1日として算定する。 2 患者の病状又は病室の都合により個室に入れる必要のある場合は、個室料を徴収しない。
ア 特別室(A)	1日につき	33,000	
イ 特別室(B)	1日につき	11,000	
(11) 特別メニュー(食事療養料)	1食につき	1,100	
(12) 死体処置料	1体につき	5,500	入院患者の場合は、2,200円とする。
(13) 剖検室使用料	1回につき	11,000	入院患者の場合は、無料とする。
(14) 駐車場使用料			
(略)			
(15) 特別初診料・再診料	1回につき	初診 5,500 (歯科 3,300) 再診 2,750 (歯科 1,650)	特別初診料・再診料とは、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第2条第4号及び同条第5号に規定する初診・再診に係る料金をいう。
(16) 認定看護師教育課程			
(略)			
(17) (1)から(16)までに掲げる以外のもの			

」
に改める。

附 則

この告示は、平成31年10月1日から施行する。